

私たちは税の未納をなくします！

～筑豊地区の15市町村と2県税事務所は連携して徴収強化に取り組めます～

平成27年度より筑豊地区の15市町村と2県税事務所が連携して税金滞納者への取組を行います。

連携した取組として、例年行っていた合同公売会を増やし、各地域で差押えた物品を筑豊地区15市町村どこからでも出品できる体制作りを強化し、地域住民にアピールしていきます。

9, 10月は、一斉自動車差押推進月間です！

Q1：差押えられた車に乗ることができますか？

・乗れません。

差押えた自動車については、基本的には自治体へ引き揚げます。滞納（納期限を過ぎても未納状態）している税金を全額納付すれば、差押え解除となります。

Q2：差押えられた車は最終的にどうなるのですか？

・法律に基づき、差押後は速やかに公売を実施し、換価代金につきましては滞納税に充当します。

Q3：バイクも差押えられますか？

・はい。トラックや農機具も車と同様、差押の対象となります。



**なくそう未納！
かえよう筑豊！**

筑豊地区15自治体と2県税事務所

飯塚市、桂川町、嘉麻市、直方市、宮若市、鞍手町、小竹町、田川市、香春町、福智町、糸田町、川崎町、添田町、大任町、赤村、飯塚・直方県税事務所、田川県税事務所